

送達受領代理人の定義とその役割

Colleen A. De Vries, COGENCY GLOBAL

国際取引の様式は国によって大きく異なりますが、多くの契約には典型的な条項として、「送達受領代理人」の名で知られる訴状手続代理人の任命についての内容が明記されています。

国境を越える取引の場合、すべての関連当事者が送達受領代理人の役割と、取引成立前に送達受領代理人を任命する理由を理解することが不可欠です。

送達受領代理人の存在意義および役割とは

国境を越える金融取引では、契約当事者は、「同契約の下で生じた紛争を特定管轄地の準拠法に従って判断する」旨を定めた法条項の選択について交渉を行わなければなりません。準拠法には選択の自由が認められていますが、中でも商法が確立されている香港、ニューヨーク、イギリスが選ばれる場合が多いとされています。

当事者が物理的所在地(すなわち住所)を有さない場所を準拠法の管轄地とすることに合意した場合は、その管轄地の送達受領代理人が任命されます。この送達受領代理人は何をするのでしょうか。送達受領代理人は契約当事者に代わる代表者として送達された訴状を受領し、訴状の指示に従って諸手続を進めます。

1件の単一金融取引において、複数の当事者が送達受領代理人を任命する必要がある場合があり、同じ送達受領代理人が複数の契約に指名される場合もあります。通常、手数料は送達受領代理人の任命する当事者数および取引の年数に基づいて決定されます。一般に貸手は、契約書の条件として取消不能の任命が定められている場合、送達受領代理人が辞職できないようにすることを好みます。この場合は契約書が有効となる全期間に相当する手数料が事前に支払われます。

送達受領代理人を必要とする取引の種類

送達受領代理人は通常、商業銀行、主権国家、多国間融資機関、輸出信用機関、企業体などが関わる国際金融取引において任命されます。送達受領代理人の任命は、以下の種類の国際取引にも必要です。

- ・ 信用融資
- ・ 航空機購入、リース、融資
- ・ 運転資金保証
- ・ デリバティブ
- ・ DCM / ECM オファリング
- ・ 規則144A / レギュレーションS オファリング
- ・ 私募
- ・ 民間銀行および協調融資団の取引

● **AMERICAS HQ**
COGENCY GLOBAL INC.
122 E 42ND ST, 18TH FL
NY, NY 10168
D: +1.212.947.7200
P: 800.221.0102
F: 800.944.6607

● **EMEA HQ**
COGENCY GLOBAL (UK) LIMITED
REGISTERED IN ENGLAND & WALES,
REGISTRY #8010712
6 LLOYDS AVE, UNIT 4CL
LONDON EC3N 3AX, UK
+44 (0)20.3961.3080

● **APAC HQ**
COGENCY GLOBAL (HK) LIMITED
A HONG KONG LIMITED COMPANY
UNIT B, 1/F, LIPPO LEIGHTON TOWER
103 LEIGHTON RD, CAUSEWAY BAY
HONG KONG
P: +852.2682.9633
F: +852.2682.9790

経験豊富な送達受領代理人を選定する意義

信頼と守秘義務から柔軟性と反応性まで、経験豊富な送達受領代理人はさまざまな訴訟種類を熟知しているほか、迅速な対応の重要性およびこれらの法的措置を受ける際の手順を理解しています。

経験と柔軟性

経験豊富な送達受領代理人は、国境を越える金融取引において送達受領代理人の任命を確立し、引き受けるために必要なことを理解し、任命時だけでなく融資期間中の自身の役割を理解しています。また、柔軟なカスタマイズされたサービス(例えば、任命契約や請求指示において)を提供し、取引固有のニーズを満たす経験を備えています。

反応性

送達受領代理人を選定する際には、依頼に迅速に対応してくれる会社の協力が欠かせません。経験豊富な送達受領代理人は、完了や資金調達の遅れは多額の費用を発生させる可能性があるため、期日前に引き受けを行う重要性を理解しています。送達受領代理人は任命期間中、契約条件に従って法的手続きの受領を直ちに通知します。また、任命と現在の連絡先情報の正確なデータベースを維持します。

信頼と守秘義務

経験豊富な送達受領代理人は、クライアント企業に代わって受領する必要がある法的手続きや通知を具体的に理解しています。そのため取引の全当事者には、法的手続きの見逃しや取扱いのミスによる債務不履行の判決を受けることがないという信頼が根付きます。

例えば、送達受領代理人は、その特定の金融取引に関連する訴訟がある場合、取引の各任命側当事者に代わって法的文書(すなわち、召集状と訴状)を受領する必要があります。送達受領代理人が、自分の任命されていない場所で不正取引や不定問題から任命法的文書を受け取り、クライアントに送達すると、その問題は無視される可能性があり、クライアントにとって高額な負担が生じる可能性があります。

経験豊富な送達受領代理人は守秘義務を守り、任命側当事者の明示的な許可がなければ、任命や潜在的取引に関する情報を公開しません。

送達受領代理人の役割、そして経験豊富な送達受領代理人がいかに国境を越える取引に役立つかをおわかりいただけたでしょうか。今こそあらゆる局面で助けてくれる、信頼できるパートナーを見つけましょう。

Colleen A. De Vries は 2002 年より **COGENCY GLOBAL** の副社長を務め、国内外の登録 代理人に関するリサーチ、開発、従業員研修を行っています。この記事に関するご質問はお電話:800.221.0102 または Eメール(COLLEEND@COGENCYGLOBAL.COM)にてお問い合わせください。

この記事は情報提供のみを目的として執筆されており、法的助言としての機能は有していません。

● **AMERICAS HQ**
COGENCY GLOBAL INC.
122 E 42ND ST, 18TH FL
NY, NY 10168
D: +1.212.947.7200
P: 800.221.0102
F: 800.944.6607

● **EMEA HQ**
COGENCY GLOBAL (UK) LIMITED
REGISTERED IN ENGLAND & WALES,
REGISTRY #8010712
6 LLOYDS AVE, UNIT 4CL
LONDON EC3N 3AX, UK
+44 (0)20.3961.3080

● **APAC HQ**
COGENCY GLOBAL (HK) LIMITED
A HONG KONG LIMITED COMPANY
UNIT B, 1/F, LIPPO LEIGHTON TOWER
103 LEIGHTON RD, CAUSEWAY BAY
HONG KONG
P: +852.2682.9633
F: +852.2682.9790